

平成 30 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 30 年 2 月 26 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	稲 田 秀 敏 君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	中 村 三 千 人 君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番		10 番	小 堀 田 幸 一 君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富 崎 ます み 君
13 番	中 川 徹 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

6 番	黒 川 紀 世 子 君	9 番	本 田 実 君
-----	-------------	-----	---------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山 並 正	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	田 中 剛 史	主 査	柿 塚 一
主 査	大 林 喜 光		

4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 6 号	農地法第 5 条事業計画変更承認について
日程第 4	議第 7 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 8 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 9 号	非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 10 号	平成 30 年度天草市農業労働賃金標準額の設定について
日程第 8		報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 2 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。県の会議に出席された委員さんお疲れ様でした。農地利用の最適化に向けた研修会だったと思います。今後は、農地を売りたい人、貸したい人、買いたい人、借りたい人とマッチングしていかないといけません。また先日には、薩摩川内市が研修に来られました。その中で、農地法 3 条、4 条、5 条の許可した後の検証を行っているかという話がありました。天草市では、現在していませんので、皆さん、お忙しいですが、時間を割いてでも、許可した所が申請通り利用されているか検証をお願いします。それでは、よろしくをお願いします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、6 番黒川委員、9 番本田委員から欠席の届けが出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、2 番稲田委員、13 番中川委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。旭町の譲受人は、佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田 1,246 ㎡を交換により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北西へ約 600m、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には柿や栗を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、下浦町の畑8,308㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東中学校から北東へ約1.5km、青色で着色した上島中央広域農道の南北に位置する農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には不知火や晩柑を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 3番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人より、深海町の畑151㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浅海小学校から東へ約200m、青色で着色した県道本渡牛深線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑2,881㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したザ・マスターズ天草コースから東へ約1.2km、青色で着色した松島有明道路の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には不知火や晩柑を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田557㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市栖本支所から西へ約0.2km、青色で着色した県道松島馬場線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は菊池市の譲渡人より、河浦町の田1,456㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦病院から南へ約 1.5km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 6 号、農地法第 5 条事業計画変更承認についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） この案件につきましては、次の議案の 1 番と関連する案件ですので、まとめてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（小松通利君） 資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。

この案件は、平成 28 年 5 月 27 日付けで農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けた計画内容を変更したいというものです。転用者は天草町の個人で、亀場町の田 233 m²を取得して、当初、既存する建物を取り壊し駐車場として整備する計画で許可を受けていました。既存建物の入居者は、そこで美容室を営んでおり、許可が下りたら退去する予定でしたが、馴染み客が多く、今後の生活もあり、このまま営業させていただけないかと相談を受けたため、貸店舗として計画を変更するものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校付近で、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、貸店舗 1 棟、駐車場 6 台分を整備する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の4ページをお開きください。1番につきましては、さきほど説明しました通りです。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は川原町の個人で、本渡町の畑734㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から東へ約1.3km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在、妻と子供2人で借家に住んでいるが、子どもの成長とともに手狭になってきている。また、来客時の駐車場が不足しているため、住宅1棟及び庭、駐車場7台分として整備する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田

64㎡を贈与により取得し、道路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草工業高校から南へ約500m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、自宅に接している道路が僅かであるため、兄が所有する土地を譲り受け、既存の道路へ接続する道路として整備する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に固められているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の5ページをお開きください。4番について説明します。

転用者は牛深町の法人で、魚貫町の畑409㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した魚貫出張所から北西へ約300m、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在使用している資材置場が不足しているため、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に資材置場として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。この案件は、昨年の5月に農用地区域からの除外申請があり、農業委員会総会で承認された案件です。転用者は佐伊津町の法人で、五和町の畑2,317㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から東へ約800m、青色で着色した県道天草空港線の東側にある農地です。申請地は土地改良事業等の施工にかかる区域内にある第1種農地になります。第1種農地は、原則許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在使用している資材置場が不足しているため、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第8号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が3件、利用権の新規設定の計画が46件、再設定の計画が15件、合計64件で、総面積は160,434㎡となっております。所有権移転の計画3件は、五和町の個人と下浦町の個人と久玉町の個人がそれぞれ農業公社から売買により取得するというものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の33ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定64件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 9 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 9 号について説明します。資料②の 34 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、倉岳町 5 件、本渡町 2 件、筆数は全体で 17 筆、面積は合計で 15,822 m²となっております。現地確認を実施し、資料②の 36 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの。に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番、2 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番から 8 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 9 番、10 番の申請地周辺の地図です。航空写真です。現地の写真になります。次が 11 番から 15 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 16 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 17 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 10 号、平成 30 年度天草市農業労働賃金標準額の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） お手元の資料④をご覧ください。議第 10 号、平成 30 年度天草市農業労働賃金標準額（案）についてでございます。表の構成は、左から作業種目、それから作業内容、単位は 10a 当たりの単価ですが、ハーベスターは 30kg、畦ぬりは 1m、一般農作業は 8 時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の作成につきまして、参考資料として 2 ページ以降にお付けしております。まず、2 ページを見ていただきますと、県の最低賃金ですが、平成 28 年度の 715 円から 29 年度が 737 円ということで 3.08%のアップ率です。また、その下の平成 29 年改定表に産業別の最低賃

金を提示しています。それから3ページには、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市は、29年度の額のうち一般農作業を5,900円に変更し総会に諮られています。また、苓北町でございますけれど、こちらも一般農作業を同額で総会に諮られています。それから、以降の資料についてですが、これは各組合等で適用している作業の受託表ということで提示しています。各組合とも、特に値上げがされている状況ではございませんでしたので、平成29年度はあらぐれを500円増額、水田あと平耕起を200円増額していますが、平成30年度は同額の表を（案）として提示させていただいております。昨年度までは掲示していませんでしたが、機械による畦ぬりについては、最近需要が増えているという事で、営農組合等の作業料金を基に1m当たり80円としております。また、一般農作業につきましては、29年度の5,800円では県の最低賃金を下回りますので、100円増額して5,900円としております。そして、毎年最低賃金の改定が10月頃に行われますので、改定後の賃金が一般農作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう記載しております。以上、農業労働賃金標準額についてご説明しましたが、ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま、事務局から説明がありました。皆さんからご意見やご質問はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、議案のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の37ページに記載しております。農地利用・形状変更届につきましては、河浦町2件、どちらも田を盛土して畑にしたいというものでした。第4条の許可不要転用届につきましては、佐伊津町1件、楠浦町1件、どちらも農業用倉庫を建設するというものでした。第5条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成30年上天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後2時40分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 稲田秀敏

署名委員 中川 徹

